参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 217 回国会法律案等 ＮＡＶＩ 「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」
著者 / 所属	古賀　雅士 / 総務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	474 号
刊行日	2025-4-14
頁	75-79
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/20250414.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL　03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案

令和７年２月14日、政府は「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」（閣法第19号。以下「改正案」という。）を閣議決定し、同日、国会に提出した。改正案は、電波の有効利用を促進し、及び情報通信技術の進展等に対応した規制の合理化を図るため、特定高周波数無線局を開設することのできる者を価額競争により選定する制度の創設、無線局の免許状等及び基幹放送事業者の認定証のデジタル化、電波利用料制度の見直し等の措置を講じることを主な内容としている。

本稿では、改正案の提出の経緯、概要、主な論点を紹介する[1]。

１.改正案提出の経緯

（１）新たな周波数割当方式の導入

無線局の開設については、電波の有限希少性等から免許制とされている。無線局のうち、携帯電話用の周波数割当てについては、平成12年の電波法改正（平成12年法律第109号）により、事業者に事業計画を提出させ、規制当局が複数の項目を審査して、周波数の割当てを決定する「比較審査方式」が導入されている。

諸外国では、周波数の割当方式として、オークション制度が既に導入されており、令和３年８月に総務省の「デジタル変革時代の電波政策懇談会」[2]が策定した報告書では、同制度の我が国への導入について、「最近の事例も含めて、諸外国の動向やメリット・デメリットも踏まえ、引き続き、検討していくことが適当」とされた[3]。

こうした状況の中、総務省は令和３年10月、「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会」を設置した。同検討会は、経済的価値を一層反映した周波数割当方式の検討を行い、令和４年11月、ミリ波等の高い周波数帯等について、条件付オークション[4]が選択可能となるよう検討を進めることが適当であるとする基本的な方向性を整理した。

令和５年１月、総務省は、５Ｇビジネスを拡大してくための方策やそれに資する新たな割当方式としての条件付オークションの制度設計について検討を行うため、「５Ｇビジネスデザインワーキンググループ」を設置した。同年７月の同ワーキンググループの報告書では、６GHz超の高い周波数帯等で条件付オークションを原則適用とするなど、条件付オークションの導入に向けた具体的な取組の方向性等が提言された。

---

[1] 本稿は、令和７年３月27日までの情報を基に執筆している。

[2] 同懇談会は、電波利用の将来像、デジタル変革時代の電波政策上の課題、電波有効利用に向けた新たな目標設定及び実現方策について検討することを目的として、令和２年11月に設置された。

[3] 「デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書」（令和３年８月）127頁

[4] 周波数を割り当てる際に必要とされる事項を割当条件として課すオークション方式。それに対し、入札額の多寡のみにより落札者を決定するオークション方式が「純粋オークション」と呼ばれている。

（２）無線局の免許状等のデジタル化

無線局の免許手続については、インターネットを利用した電子申請が平成16年から導入されており、現在、電子申請率は８割を超えている[5]。一方、免許状等は、現状、書面により交付されており、事業者等からは、免許手続等における負担軽減と更なる利便性の向上に向けて、免許状等の電子化が要望されていた[6]。

また、近年、政府全体として、令和３年12月に策定されたデジタル原則[7]等を踏まえ、電波法等における免許等関連手続の更なるデジタル化が求められていた。

その後、令和６年８月、総務省の「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会」[8]が取りまとめた報告書では、無線局の免許手続等について、「デジタル処理で完結し、エンドツーエンドでのデジタル対応をすることにより、電子申請を行おうとする者と行政の双方の事務の効率化、迅速化がさらに図られることとなり、（中略）その結果、コストの削減など官民の関係者全体の利益につながる」ことから、「申請者等への適切なサポートや一定の経過措置を設けつつ、電子申請の段階的な義務化を検討することが適当」とされた[9]。

（３）電波利用料制度の見直し

ア　電波利用料制度の概要

電波利用料は、電波監視等の無線局全体の受益を目的として行う事務（電波利用共益事務）に要する費用（電波利用共益費用）について、その受益者である無線局免許人等が負担するものとされている（電波法第103条の２）。これは、無線局の急増やそれに伴う監理費用の増大を受け、平成４年の電波法改正（平成４年法律第74号）により、平成５年度から導入された制度である。

電波利用料の料額は、通例では３年間を一期間として、当該期間に必要と見込まれる電波利用共益費用を、当該期間に開設していると見込まれる無線局の免許人等で負担することとして、無線局の区分ごとに年額で定められている（電波法第103条の２等）。

政府は、少なくとも３年ごとに、電波利用料制度の施行状況について検討を行い、必要に応じて所要の措置を講ずるものとされていることから（電波法附則第14項）、電波利用料の料額やその使途の改定については、おおむね３年ごとに見直しが行われている。

イ　総務省における検討

---

[5] 総務省が運用する総合無線局監理システム（PARTNER）における令和５年度の無線局の免許申請・再免許申請等の電子申請率は、83.3％となっている。

[6] 「デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書」（令和３年８月）150～151頁。同報告書では、免許手続のデジタル化について、「利用者のニーズや費用対効果、現行制度との整合性を考慮しつつ、無線局免許に係る手続の更なるデジタル化、無線局免許状のデジタル化、免許申請手数料などのキャシュレス化を進める必要がある」としている。

[7] 令和３年12月、デジタル臨時行政調査会は、我が国がデジタル化を図っていく上での共通の指針として、デジタル改革・規制改革・行政改革に通底する五つの原則から成る「構造改革のためのデジタル原則」を策定した（「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において閣議決定）。原則の一つである「デジタル完結・自動化原則」では、「書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること」が掲げられている。

[8] 電波利用の将来像や電波有効利用方策等について検討することを目的として、令和５年11月に設置された。

[9] 「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会報告書」（令和６年８月）69頁

令和６年８月に公表されたデジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会の報告書では、電波利用料の使途に関し、「既存の電波利用共益事務については、基本的な方向性は維持しつつ、これに要する費用の節減・削減等の必要な見直しを行った上で、着実に進めていくことが適当」とされた[10]。また、これらの事務に加え、「「携帯電話基地局等の耐災害性強化」や「地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替促進」等の取組について、電波利用共益事務としての実施を検討することが適当」とした上で、これらの新たな取組を実施する場合においても、「既存の事務の見直しを適切に行うことにより、現在の電波利用共益事務の総費用（約750億円規模）を超えない程度とすることが適当」とされた[11]。

（４）中継局を廃止する際の受信者保護規律の整備

ブロードバンドインフラの普及やスマートフォン等の端末の多様化等を背景に、社会全体のデジタル化が急速に進展する中、放送の将来像や放送制度の在り方について、中長期的な視点から検討を行うため、総務省は、令和３年11月に「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」（以下「在り方検」という。）を設置した。在り方検は、令和４年８月、放送ネットワークのインフラの将来像について、コスト負担の軽減に向けた具体的な方策の一つとして、小規模中継局等のブロードバンド等（ケーブルテレビ、光ファイバ等）による代替を提言した「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（第１次取りまとめ）を公表した。

さらに、在り方検は、令和６年12月、ブロードバンド等による代替に向けた制度の在り方等について一定の結論を示した報告書（以下「第３次取りまとめ」という。）を公表した。第３次取りまとめでは、ブロードバンド等による代替手段について、「まずはケーブルテレビやＩＰマルチキャストによる放送が考えられる」としつつも[12]、それらだけで小規模中継局等による放送を全て代替することは現実的でないことから、「放送に準ずる品質・機能を確保した上で、基幹放送をあまねく受信できるようにする義務・努力義務を果たすべき者の責任の下で安定的かつ継続的に行われることを前提として、ＩＰユニキャストを小規模中継局等による放送の代替手段として許容することが適当」とされた[13]。

２．改正案の概要

（１）新たな周波数割当方式の導入

---

[10] 「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会報告書」（令和６年８月）104頁

[11] 「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会報告書」（令和６年８月）105頁

[12] ＩＰマルチキャスト方式とは、多数の宛先に同時にデータを送信する方式を指す（例：（株）アイキャストによる「ひかりＴＶ」）。それに対し、ＩＰユニキャスト方式とは、特定の一人を対象としてデータを送信する方式を指す（例：「ＮＨＫプラス」、「ＴＶｅｒ」等）。

[13] 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第３次）」（令和６年12月）16頁。放送には、基幹放送と一般放送があり、基幹放送にはＮＨＫ、地上民間放送、東経110度衛星放送（ＢＳ、ＣＳ）等が該当し、一般放送はそれ以外の放送を指す。放送法では、ＮＨＫは義務としてＡＭ放送とＦＭ放送とのいずれか及びテレビ放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をしなければならないこととされている（放送法第20条第５項）。また、地上民間放送事業者等は、放送対象地域において基幹放送があまねく受信できるように努めることとされている（放送法第92条）。

６GHzを超える高い周波数帯の活用を希望する多種多様なサービスを提供する者の中から、最も電波を有効に利用できる者を選定できるよう、「特定高周波数無線局」[14]を開設することのできる者を、価額競争[15]により選定する制度を創設する。

また、価額競争により得られた収入（落札金）について、国の政策として、周波数のひっ迫状況や国際競争力強化等の観点から、６GHzを超える高い周波数帯の更なる活用を促進するため、既存免許人の移行や共同利用のための改修等に充当する。

（２）無線局の免許状等のデジタル化

無線局の紙の免許状や基幹放送の紙の認定証を廃止し、免許人等が免許等の内容をインターネットで閲覧できる仕組みを導入する。

また、国、独立行政法人、規模の大きい免許人（携帯電話事業者等）の免許等手続について、書面による手続を廃止し、インターネットでの手続を義務付ける。

（３）電波利用料制度の見直し

近年の電波の利用実態を踏まえた電波利用料の料額の改正を行う。

また、電波がひっ迫している現状や令和６年能登半島地震での課題等に対応するため、①携帯電話基地局等の強靱化のための補助金の交付、②特定周波数変更対策業務[16]の対象に周波数を共同利用する場合を加えるとともに、放送の中継局を廃止して有線設備に代替する場合（（４）参照）など、無線設備の代替有線設備への変更工事に要する費用への給付金の支給等を可能とするための使途の見直しを行う。

（４）中継局を廃止する際の受信者保護規律の整備

地上波の基幹放送事業者が中継局を廃止する際には、放送番組を引き続き視聴できるようにするための措置（例：ケーブルテレビや配信サービス）を講じる努力義務を課す。

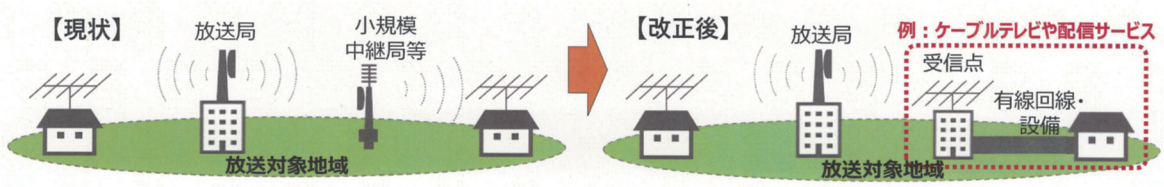

（出所）総務省資料

３．主な論点

（１）オークション方式のデメリットとされている事項への対応策と落札金の使途の実施状況の公開

---

[14] ６GHzを超える周波数を使用する相当数の無線局を一定以上の広がりを持った区域において一体的に運用するために開設される無線局。

[15] 入札又は競りの方法により、最も高い価額を申し出た参加者を落札者として決定する手続。一般的に言われている「オークション」と同義である。

[16] 総務大臣が行う周波数割当計画等の変更に伴って周波数を変更する場合に行われる無線設備の変更の工事費用について、電波利用料を財源として給付金の支給等を行う業務。

一般的なオークション方式のデメリットとして、①落札額の過度な高騰によるインフラ投資の遅れや利用者料金への転嫁、②特定事業者への周波数の集中とそれによる公正競争の後退が挙げられる[17]。改正案に基づき価額競争を実施する際には、これらのデメリットへの対応策が求められる。

また、改正案では、落札金の使途は規定されているものの、電波利用料制度と異なり[18]、その実施状況の公表の規定が整備されていない。事後に国会において検証できるよう、実施状況を公開するなど透明性を確保していくことが求められる。

（２）電波利用料の使途の拡大

電波利用料の予算規模や使途が平成５年度の導入当初と比較して拡大されている[19]。今回新たに追加される使途を含めて、電波法第103条の２第４項で定める「無線局全体の受益を直接の目的として行う事務」と言えるのか、改めて総務省の見解が求められる。

（３）小規模中継局等のブロードバンド代替に伴う支援策

中継局の維持運用は地方の民間放送事業者にとって経営的に大きな負担となっており、放送の社会的役割を果たすために、小規模中継局等のブロードバンド等による代替は、経営の選択肢の拡大という点で大いに期待されている[20]。しかし、代替の一つとして考えられているＩＰユニキャストは、放送と比べて、技術的な制約があることなどが指摘されており[21]、令和５年度に行われた調査では、約２割の人が品質・機能面や新たな費用負担の観点から「受け入れられない」としている[22]。視聴者の理解を得るため、説明会の開催等、丁寧なプロセスや総務省による支援の必要性[23]について議論が求められる。

（古賀（こが）　雅士（まさし）・総務委員会調査室）

---

17 「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会取りまとめ」（令和４年11月）18頁

18 電波法第103条の３第３項の規定により、電波利用共益事務の実施状況は、毎年度、公表が義務付けられている。

19 制度創設時の平成５年度の電波利用料の歳入予算は約75億円であったが、令和７年度の同予算は約750億円となっている。また、制度創設当初の使途は、「電波監視」「総合無線局管理ファイルの作成・管理」「その他（無線局全体の受益を直接の目的として行う事務）」の３項目のみであった。

20 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第３次）（案）に対する意見募集の結果」28～29頁

21 在り方検においては、ＩＰユニキャストによって放送を代替する場合、現時点では、数十秒程度の伝送遅延の発生やデータ放送の代替が困難であるなど、放送と同じサービスレベルでの代替を実現することが難しい機能や性能がある旨の発言があった（「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第28回）議事要旨」12～13頁、伊東座長代理発言）。

22 （株）情報通信総合研究所「ＩＰユニキャスト方式によるブロードバンド代替に関する実証事業の調査結果」（小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム（第19回）（令和６年３月28日）配付資料）

23 第３次取りまとめにおいても、地域住民の理解を得る上での必要なプロセスに関して、一義的には放送事業者が主体的となって取り組むべきものとしつつも、総務省において、公的機関の立場から必要な支援に取り組むことが望ましい旨記載されている（「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第３次）」（令和６年12月）17～18頁）。